

(審査案件第48号)

答 申

第1 審査会の結論

「受注希望型競争入札 平成15年度緊急地方道路整備工事 飯田富山佐久間線千栄～米底2に係る平成16年2月20日付け質問書」及び「3月4日付け回答書」の一部を公開できないとした処分は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成16年(2004年)4月2日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「受注希望型競争入札 平成15年度緊急地方道路整備工事 飯田富山佐久間線千栄～米底2の2月20日付け質問書と3月4日付け回答書の公文書と原本写し、及び回答に際し所内で携わった方々の名前(又は名簿)」の公開請求を行った。
- 2 平成16年4月16日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、この請求に対し、「受注希望型競争入札 平成15年度緊急地方道路整備工事 飯田富山佐久間線千栄～米底2に係る質問(平成16年2月20日付け)が記載された電子メール文書を紙面に印刷した文書(以下「文書①」という。)及び、受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答(平成15年度緊急地方道路整備工事 飯田富山佐久間線千栄～米底2 回答日平成16年3月4日)の起案文書(以下「文書②」という。)(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 異議申立人は、本件決定に対し、平成16年6月9日付けで本件公文書の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 本件実施機関は、文書①中の質問文に記載された特定の法人の信用等に関する記述部分、及び文書②中において文書①より転記された当該記述部分を、特定の法人の正当な利益を害する情報であることを理由に非公開としているが、当該質問文より推察することができる特定の法人とは異議申立人が代表を務める法人

であることから、同人に公開されることにより当該法人の正当な利益を害するとはいえない。むしろ公開しないことにより自社の権利、販売競争上の地位、名誉その他正当な利益を害することから、これらの利益を保護するためにも公開されるべきである。

- 2 文書①に記載されている発信者の氏名及び電子メールアドレスは、自社に係る虚偽の風説を流布する者を特定するために必要であり、この点を考慮することなく、当該情報は個人に関する情報であることを理由として非公開とした本件実施機関の処分は、質問書を送付した者の不当な利益を擁護し、逆に異議申立人の利益を無視するあまりに一方的な処分である。

また、当該電子メールアドレスの「@」以下の部分は送信者が所属する法人ないしは団体の名称であり個人情報ではない。当該電子メールアドレスの全てを非公開とした本件実施機関の判断は誤りである。

- 3 本件文書①の基となった電子メール送信者が在籍すると思われる法人には、元長野県職員で要職にあった者が代わる代わる在籍し、職員当時の人脈を利用し当該法人に有利な状況を作成している。本件の電子メールによる質問は、受付期間前に行われたものであり、また特定の工法により特定される自社を中傷する内容が含まれているにもかかわらず、職員がこれを黙認する形でホームページ上で公表し、結果として同法人と競業の同業者である自社に関する虚偽の風説を流布し、販売する商品の品質に対する信用および自社の社会的な信用を失墜させ、自社の権利利益を不当に害した。したがって、仮に、本件決定において示された非公開部分が本件条例第7条第2号及び第3号により非公開とすべき情報であったとしても、なお当該情報を公開することの公益上の必要性に鑑み、本件条例第9条により公開されるべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 本件文書は、受注希望型競争入札において定められている公告期間中における応札者予定者等からの質問及びそれに対する発注機関からの回答に係るものである。これらの質問及び回答については応札者予定者間の公平を図るため、原則として長野県公式ホームページにその内容を掲載しているものである。
- 2 文書①中の質問者の「氏名」及び電子メール送信者の氏をローマ字表記した「電子メールアドレス」は特定の個人を識別し得る情報であり、本件条例第7条第2号に該当することから非公開としたものである。
- 3 受注希望型競争入札 平成15年度緊急地方道路整備工事 飯田富山佐久間線千栄～米底2に係る質問文として記載された内容中、特定の法人の経済的信用を害するおそれがあると認められる記載については、本件条例第7条第3号本文に該

当することから、文書①及び文書②中の該当箇所を非公開としたものである。

- 4 なお、異議申立人は本件条例第9条に基づく裁量的公開を示唆しているが、本件においては、非公開とすることにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による公開はできないと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

- (1) 本件文書は、いわゆる受注希望型競争入札として長野県飯田建設事務所長が公告（平成16年2月20日付け公告）した平成15年度国補緊急地方道路整備工事（主）飯田富山佐久間線 飯田市千栄～米底 2（以下「本件道路改良工事」という。）の入札条件等について、応札予定者等から飯田建設事務所が收受した質問文及び当該質問に対する回答書に係るものである。

本来、受注希望型競争入札における設計図書等に対する質問は、「建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）試行要領」に定める質問書（様式3）によるものとされ、質問者は当該質問書に質問事項を記載し発注機関に提出するものとされている。また、本件道路改良工事に係る質問書の受付期間は平成16年2月25日から平成16年3月2日17時までとされ、回答は長野県公式ホームページに掲載されること等が平成16年2月20日付け公告で示されている。

- (2) 文書①は、平成16年2月20日、本件道路改良工事に関する質問として飯田建設事務所に対して送信された電子メールを紙面に印刷したもので、質問内容の他、送信者の電子メールアドレス、送信日時が記載されている。当該質問は受注希望型競争入札制度において本来予定されている前記質問書の様式によるものではなく、また本件道路改良工事に係る質問書の受付期間外になされたものではあるが、飯田建設事務所はこれを本件道路改良工事に係る質問書として取り扱っている。

- (3) 文書②は、提出された質問に対する回答をホームページに掲載するための決裁に用いられた起案文書で、決裁に関わった職員の印影、回答日、開札日、質問内容、質問受付日及び回答等が記載されている。飯田建設事務所は、当該文書に基づいて、平成16年3月4日、文書①による質問を含め合計6件の質問に対し「受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答」という表題で、左欄に質問を転記し右欄に回答を表記する形式の回答文を作成し、所長の決裁を経て長野県公式ホームページに掲載した。

- (4) なお、平成16年3月9日、異議申立人は、文書①から質問を転記する方法で作成された前記ホームページに掲載されている質問中の記載が、異議申立人

の経済的信用を害する内容を含むものであり、また当該質問は本件道路改良工事に係る質問書の受付期間前になされたものであるから削除すべきであるとの申し入れを飯田建設事務所に対して行った。これを受け、同日、飯田建設事務所は異議申立人の経済的信用を害するおそれがあると認められる内容を含む部分を削除し、その後3月10日、前記質問が本件道路改良工事に係る質問書の受付期間外のものであることを理由として当該質問及びこれに対する回答を全文削除した。

2 本件条例第7条第2号の該当性について

- (1) 本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定個人を識別することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報（但し書きア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報（同イ）、公務員の職・氏名・職務の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの（同ウ）は公開するものとされている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人のプライバシーはもとより、必ずしもプライバシーに当たるとはいえないものであっても、個人に関する情報については、但し書き（ア）～（ウ）に該当しない限り、個人の「氏名」など、特定の個人の識別性を基準として、非公開とする規定である。

- (2) 本件文書中の「電子メールアドレス」は、氏をローマ字表記したものおよび所属する組織、団体などの名称を組み合わせたものであり、特定の個人を識別することが認められる。したがって、電子メールアドレスは、同号本文に該当する。

ところで、異議申立人は、電子メールアドレス中の「@」以下の部分は、送信者が所属する法人ないしは団体の名称であり、個人情報には該当しない旨主張する。確かに、この部分には当該個人が所属する組織の名称又は当該電子メールアドレス利用者の契約プロバイダー等の名称等が表記されるのが通例であるが、これらは、「@」前の部分の所在を示す情報として、一体の情報として取り扱われるべきである。

- (3) 以上の通りであり、また、但し書きのいずれにも該当しないことから、文書①中の個人の氏名及び電子メールアドレスが記載された部分を非公開とした、本件実施機関の判断は妥当である。

3 本件条例第7条第3号の該当性について

- (1) 本件条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、これらの事業活動に関する情報であって、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを情報公開の例外とするものである。

本号該当性の判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の当該事業にかかる情報が競争上の地位その他正当な利益を害するかについて、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。

以上の点を前提として、本件公文書中に記載された特定の法人に関する記載について検討する。

- (2) まず、文書①は前述のとおり本件道路改良工事に関する質問が記載されたものであり、当該質問文の前段において特定の工法の採否について触れられていることが認められる。異議申立人の主張によれば、当県当地区において当該工法を採用している事業者は異議申立人のみであり、当該工法名を用いることにより特定の事業者を推測し得るものであるとされ、この点について本件実施機関からの反論はない。

さらに、当該質問文の後段においては、当該工法を採用する事業者の経済的信用を害する内容の風評を前提とした記載がなされており、これらの点を総合すると、文書①中の非公開部分は、特定の法人の事業に関する情報であり、公開することにより当該法人の経済的信用を損なうものであると認められる。

- (3) また、当審査会が確認した事実の経過によれば、本件実施機関は平成16年3月4日から異議申立人より指摘を受けて削除する同年3月9日までの間、本件文書①に記載された質問文の内容をそのまま長野県公式ホームページに掲載することにより公表しているが、当該情報が本件条例の非公開事項に当ることに鑑みれば、このような取扱いは本件条例の趣旨に反し、ひいては情報公開制度全般に対する県民の信頼を失いかねない著しく不適切なものであったといえる。

前記6日間の公表をもって当該情報が公知の事実であるとの主張も考えられるが、当該情報の性質が特定の法人の経済的信用を害するおそれがある情報であるとの点に照らせば、かかる不当な公表をもって公知の事実であるとはいえず、当該情報は依然非公開情報に該当するものと解するのが妥当である。

- (4) なお、異議申立人は、当該法人の代表であることを理由として、同人に公開することにより当該法人の正当な利益を害するとはいえないと主張するが、本

件条例は一般公開を原則としており、本件条例における公開請求権は、何人に対しても等しく認められる権利として、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事由によって、当該公文書の公開決定等の判断につき影響を及ぼされるものではない。

- (5) 以上の通りであるから、文書①中の特定の法人に関する記載がなされた部分及び文書②中において文書①の当該部分を転記した部分を非公開とした、本件実施機関の判断は妥当である。

4 本件条例第9条の該当性について

- (1) 本件条例第9条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定する。

本条は、実施機関による裁量的開示を定める規定であるが、本条の適用にあたっては、本件条例第7条第2号ないし第3号の規定によって保護される利益を上回る公益上の必要性を個別、具体的に比較衡量して判断すべきものと解される。

- (2) 異議申立人は、本件文書①の基となった電子メールの送信者が所属する法人と本件実施機関との間には密接な関係があること、及び当該送信者が異議申立人に対する害意を持って当該電子メールを本件実施機関に送信し、かつこれを黙認する形で、その内容を県のホームページ上で公表した結果、異議申立人の利益が害されたことから、これら侵害された利益を回復し又は保護するため、本件公文書中の当該電子メール送信者に関する情報及び特定の法人の経済的信用を害するおそれがあると認められる記載部分を公開すべきであると主張する。
- (3) しかしながら、既述の通り、一般公開を原則とする条例であることを考慮すると、上記電子メール送信者に関する情報や特定の法人の経済的信用を害する恐れがあると認められる情報を公開することとすると、かえって異議申立人の利益を損なうおそれがあり、異議申立人が被ったと主張する侵害利益を回復するために適切な方法とは認められない。また、文書①に記載された質問文の内容を公表されたことにより異議申立人の経済的信用が損なわれたとの主張を考慮しても、本件条例第7条が保護しようとする利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。
- (4) 以上、本件決定中の非公開事項について本件条例第9条の適用は認められないとした、本件実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上の通りであるから、審査会の結論の通り、判断する。

第7 審査経過

平成16年(2004年)	6月23日	諮問
	7月12日	審議
平成17年(2005年)	9月8日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	9月30日	実施機関からの意見聴取及び審議
	11月15日	審議
平成18年(2006年)	1月23日	審議終結